

福祉・介護職員特定処遇改善加算算定に係る
「見える化要件」について

◎加算取得状況：福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士資格取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するサービス管理責任者研修等、喀痰吸引、強度行動障がい支援者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

○労働環境・処遇の改善

- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休暇制度等の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケアの内容の改善
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備

○その他

- ・介護サービス情報公開制度の活用による経営、人材育成理念の見える化
- ・地域の児童、生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減